

福岡市市民公益活動推進条例が平成17年4月1日に施行されました

みんなで力を合わせて 住みよいまちに！

地域では、住みよいまちづくりに向けて様々な活動が行われていますが、ごみの問題や防犯・防災、お年寄りの見守りや子育てなどの課題は、ますます複雑・多岐になっています。みんなが住みよいまちをつくっていくためには、市民が自主的・自発的に取り組んでいる市民公益活動を、今後いっそう活発にしていける必要があります。「福岡市市民公益活動推進条例」は、市民一人ひとりの自治意識や意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加・参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的として制定されました。



市民公益活動とは

市民が自らの責任に基づき、自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。

具体的には、自治組織やNPO・ボランティアによる、防犯・防災活動、交通安全活動、子どもや青少年の育成活動、高齢者などへの福祉活動、リサイクル活動、緑化活動、清掃活動など、地域における様々な活動があります。

共働とは

対等の立場で相互の役割と責任を認め合いながら、知恵と力をあわせて共に行動することをいいます。

福岡市 市民局 市民公益活動推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話：092-711-4283 ファクス：092-733-5595 Eメール：koeki.CAB@city.fukuoka.jp